

1 新潟市「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」

平成28年4月1日に、「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が施行されました。この条例により、新潟市に住んでいる誰もが障がいや障がいのある人に対する理解を深め、話し合いにより互いの立場を理解することで、誰もが安心して暮らせる新潟市づくりを進めることとなりました。以下に条例の4つのポイントを示します。

(1) 条例の目指す社会

障がいのある人もない人、新潟市に住んでいる誰もが生き生きと安心して暮らせる共に生きる社会（共生社会）の実現を目指します。

(2) 障がいを理由とした差別の禁止

障がいを理由とした差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）を禁止しています。

(3) 市民の理解の促進

障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人との交流を深めるよう、努めます。

(4) 相談体制と助言・あっせん、勧告、公表の仕組み

差別を受けた場合は、誰でも専門の窓口で相談することができます。

※障害者差別解消法の改正（令和6年4月）により、合理的配慮の提供が義務化されました。



障害者差別解消法の改正（令和6年4月）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

2 条例の「障がい」を理由とした差別

市条例では、障がいを理由とした差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）を禁止しています。具体的には、以下のとおりです。

不利益な取扱いとは・・・？

正当な理由がないのに、障がいがあるということで、障がいのある人を区別・排除・制限すること、障がいのない人と異なる取扱いをすること

合理的配慮の不提供とは・・・？

障がいのある人から配慮を求める意思の表明があった場合、または配慮が必要なことが分かった場合に「社会的障壁」を取り除く合理的な変更や調整を行わないこと

そのためには、社会的障壁（障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となる事柄、制度、慣行、観念その他一切）を解消し、合理的配慮（障がい者一人一人の必要を考えて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うこと）を提供しなければなりません。

社会的障壁の具体例

車いすが進めない段差等物理的障壁
資格制限等による制度的な障壁
点字や手話サービスの欠如による文化や情報面の障壁
障がい者を庇護されるべき存在として捉える等の意識上の障壁

合理的配慮の具体例

一人一人の状態に応じたデジタル教材、ICT 機器等の確保、利用
教材用ビデオ等への字幕挿入、漢字の読みなどに対する補完的な対応
車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
障がいの状態に応じた給食の提供、時間延長等大学入学試験の配慮
口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報揭示 等

3 条例における「教育」の扱い

第 17 条「教育」には、市立学校について、次のように定めています。

- 第 17 条 市は可能な限り障がいのある人が障がいのない人と共に教育を受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図ります。
- 2 市は、本市の教職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組を行うとともに、教育に携わる教職員の障がいに関する専門性の向上を図るものとします。
- 3 市が設置する学校は、障がいのある人が十分な教育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成その他の方法により障がいのある人にとって必要な配慮を把握し、支援を行うものとします。

4 条例を受けて、新潟市の取組

市条例を受けて、新潟市では、次のように取り組んでいます。

「自分らしく学び成長する」を理念として掲げ、インクルーシブな社会を支える特別支援教育の充実に向け、5つの重点を設けました。

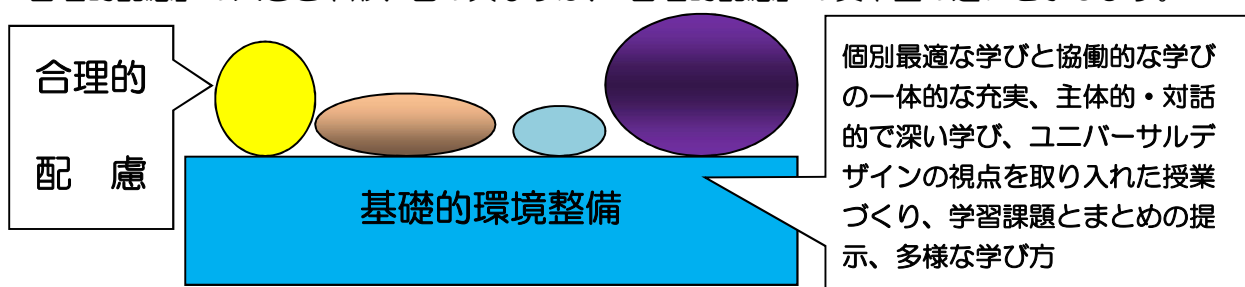
- 個別の諸計画の適正な作成と運用支援
- 発達通級指導教室の巡回指導
- 特別支援学校のセンター的機能の充実
- 職種・経験等に応じた研修の充実
- 保護者・地域への啓発

上述した重点に加え、これまでに大切にしてきた以下についても取り組みます。

- 交流及び共同学習の実施
- 基礎的環境整備の充実
- 合理的配慮の実施

基礎的環境整備と合理的配慮の提供は、授業づくりの重要な視点です。

「合理的配慮」の大きさや形、色の異なりは、「合理的配慮」の質や量の違いを示します。



「合理的配慮と基礎的環境整備」

基礎的環境整備とは、合理的配慮の基礎となる環境を整備することです。

合理的配慮は「個」に対する支援であり、基礎的環境整備は、「全ての子ども」が学びやすいように支援をすることです。そのため、国、県、市、学校が行う施設・設備等のハード面だけでなく、「新潟市が進める確かな学力を育成するための授業」、「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業」なども含まれます。

基礎的環境整備を充実させることで、合理的配慮も行いやすくなり、子どもたちの学びやすさも向上します。